

資料4

屋外広告物に係る規制について

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局都市計画課

北海道景観審議会との関係

北海道屋外広告物条例の規定に基づき、

- ◆ 地域・場所・物件について禁止・許可等の指定をしようとするとき
- ◆ 適用除外に係る規則を設けようとするとき
- ◆ 特例の許可等を行なおうとするとき 等



北海道景観審議会へ諮問

※ その他、必要に応じて意見聴取や報告等を行なう

北海道屋外広告物条例の概要

良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、地域の特性に合わせた規制を行なっている。

規制の内容

屋外広告物の許可制度

禁止地域

禁止物件

許可地域

札幌市、函館市、旭川市、小樽市、北広島市（一部）を除く道内全域が対象

屋外広告業の登録制度

札幌市、函館市、旭川市を除く道内全域が対象

学生等が描く壁画等に係る規制について

屋外で表示される絵画についても、屋外広告物として規制の対象となる場合がある。

<屋外広告物の定義>

- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出又は表示



許可申請等の手続きを経ずに学生等が屋外で壁画を作成し、無許可や基準超過となる事案が発生。

学生等が描く壁画等に係る規制について

- 道内の教育機関に対し、教育庁等の関係部署を通じて、**壁画等の作成の前に所管の振興局等に相談の上、屋外広告物条例による規制について確認するよう依頼した。**

<民間企業の倉庫壁面に作成中の壁画>

